

令和7年9月29日

東神楽町長 山本 進 様

東神楽町上下水道事業審議会会長 秋 山 雅 章

東神楽町上下水道事業について（答申）

令和7年7月17日付、東神建水第89号をもって当審議会が諮問を受けた「水道料金の見直し」「下水道使用料の見直し」について、次のとおり答申します。

記

【答申事項】

- 1 本町の水道事業は、人口減少や高齢化等に伴う料金収益の減少が見込まれる一方、老朽化していく水道施設の更新費用や維持管理費等の高騰により経費が増加するなど厳しい経営状況となっています。

また、事業開始以来料金の見直しを行っていないため、料金収入が不足し赤字経営が続いていることから、一般会計からの多額の繰入金に依存しており、健全な経営状況とは言い難い状況であるため、現行料金の継続は困難であると考えます。

将来にわたって安定的なサービスの提供を図るには、料金改定による収益の確保が必要なため、水道料金を引き上げる料金改定が必要と判断します。

水道事業は独立採算制を原則としており、昨年度改定した「経営戦略」において算出された収支均衡となる改定率は174%ですが、利用者への過度な負担増となるため、激変緩和措置として、本審議会における改定率は23%とし、20m³当たりの料金を3,501円とする改定が適当である（改定後の料金表は別表のとおり）。

- 2 本町の下水道事業は、水道事業と同様に、人口減少及び高齢化等に伴う使用料収益の減少が見込まれる一方、老朽化していく下水道施設の更新費用や維持管理費等の高騰による経費が増加するなど厳しい経営状況となっています。

また、事業開始以来使用料の見直しを行っていないため、使用料収入が不足し赤字経営が続いていることから、一般会計からの多額の繰入金に依存しており、健全な経営状況とは言い難い状況であるため、現行の使用料の継続は困難と考えます。

将来にわたって安定的なサービスの提供を図るには、使用料改定による収益の確保が必要なため、下水道使用料を引き上げる使用料改定が必要と判断

します。

下水道事業は独立採算制を原則としており、昨年度改定した「経営戦略」において算出された収支均衡となる改定率は70%ですが、利用者への過度な負担増となるため、激変緩和措置として、本審議会においての改定率は49%とし、20m³当たりの使用料を3,267円とする改定が適当である（改定後の料金表は別表のとおり）。

- 3 上下水道料金の算定期間は令和8年から令和12年までの5年間とする。
今後も、適正な上下水道の料金について、経営戦略の見直しにあわせて検討すること。

【付帯意見】

- 1 本審議会で答申した今回の料金改定では、公営企業会計の原則である独立採算とはならず、一般会計からの繰入が引き続き必要であるため、今後においても事業経営の改善に努めること。
- 2 持続可能な上下水道事業を経営していくうえで、町民等への広報・広聴の取り組みは大変重要であるため、十分な説明に努め広く周知すること。
- 3 基本水量制については、廃止する事業体もあることから、他の事業体の動向を注視し、検討を継続すること。

【審議経過】

当審議会では令和6年度改定の「経営戦略」をはじめ、上下水道事業の経営状況を分析するとともに、令和8年度以降の上下水道事業計画、投資・財政計画など、本町の上下水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に審議した。

回数	開催日	内容
第1回	令和7年7月17日	・上下水道事業の概要及び現状について ・上下水道事業の改定状況について ・今後の料金改定について
施設見学	令和7年8月29日	水道施設見学 ・忠別川浄水場 ・東聖配水池 ・中央配水池（工事中）
第2回	令和7年9月5日	・料金改定について

【審議会委員名簿】

会	長	秋山 雅章
副	会 長	佐々木 真弓
委	員	宇高 晋司
	〃	原田 三雄
	〃	棚田 一則
	〃	長谷田 克裕
	〃	早坂 奈津美
	〃	吉田 学
	〃	小野寺 稔尚
ア	ド	バ
イ	ザ	ー
		宇野 二郎

別表

■料金表

●水道料金

【改定前】

用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
一般用	5m ³ まで	849 円	－
	6～10m ³ まで	1,383 円	147 円
臨時用	10m ³ まで	5,332 円	314 円

【改定後】

用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
一般用	5m ³ まで	1,044 円	－
	6～10m ³ まで	1,701 円	180 円
臨時用	10m ³ まで	6,558 円	386 円

●下水道使用料

メーター設置箇所（水道水使用）

【改定前】

用途	基本料金 (8m ³ まで)	超過使用料 (1m ³ につき)		
		9～20m ³	21～50m ³	51m ³ ～
家事用	880 円	110 円		
家事以外用	880 円	110 円	126 円	165 円

【改定後】

用途	基本料金 (8m ³ まで)	超過使用料 (1m ³ につき)		
		9～20m ³	21～50m ³	51m ³ ～
家事用	1,311 円	163 円		
家事以外用	1,311 円	163 円	187 円	245 円

メーター未設置箇所（認定水量）

【改定前】

用途	使用人数	認定水量	使用料
家事用	1 人	8 m ³	880 円
	2 人	15 m ³	1,650 円
	3 人	19 m ³	2,090 円
	4 人	23 m ³	2,530 円
	5人以上は23m ³ に1人増加ごとに3m ³ を加算		
家事以外用	基本使用料 (8m ³ まで)	超過使用料 (1m ³ につき)	
		9～20m ³	21～50m ³ 51m ³ ～
	880 円	110 円	126 円 165 円

【改定後】

用途	使用人数	認定水量	使用料
家事用	1 人	8 m ³	1,311 円
	2 人	15 m ³	2,452 円
	3 人	19 m ³	3,104 円
	4 人	23 m ³	3,756 円
	5人以上は23m ³ に1人増加ごとに3m ³ を加算		
家事以外用	基本使用料 (8m ³ まで)	超過使用料 (1m ³ につき)	
		9～20m ³	21～50m ³ 51m ³ ～
	1,311 円	163 円	187 円 245 円